

共催・後援申請等における許認可基準

【基本方針】

須賀川南部地区のまちづくりの推進に資する地域活動を支援するため、須賀川南部地区エリアプラットフォーム（以下「エリプラ」）は、共催・後援及び施設・空間利用の申請に対して以下の基準に基づき承諾の可否を判断します。

【承諾の判断基準】

1. エリプラの施策との整合性

須賀川南部地区 未来ビジョン「10のみちしるべ」の趣旨に沿った事業であること。

2. 実施主体の信頼性

組織体制、財務、過去の実績から判断して、適切に事業を遂行できる能力があると認められること。

3. 安全衛生・災害対応の確保

公共空間や施設利用に伴う危機管理（火気、電源、食中毒、怪我、緊急対応等）が明確になっていること。

4. 公益性・中立性の確保

- （1）営利目的の事業であっても、地域にとって有益な活動であれば対象とする
- （2）法令・公序良俗に反する内容でないこと
- （3）政治・宗教活動、またはそれに類する内容でないこと
- （4）特定の団体や思想の推進ではないこと
- （5）団体または関係者が須賀川市暴力団排除条例に反していないこと

【申請・審査フロー】

- （1）申請：事業実施の1か月前までに、所定の事業相談シートおよび添付書類を提出
- （2）審査：エリプラ事務局にて内容確認。必要に応じてヒアリングを実施
- （3）判断：基準に適合すれば「承諾」、不適合または情報不足の場合は「不承諾」または「再提出依頼」
- （4）通知：決定内容を文書またはメールで通知。承諾時は名義使用を許可
- （5）実施後報告：事業終了後、「実施報告書」の提出を求める場合あり（継続支援判断材料として）

【提出が必要な書類】

申請にあたっては、まず以下の書類（１）をご提出ください。

（１）須賀川南部地区エリアプラットフォーム事業相談シート

いただいた相談シートをもとに、エリプラ事務局にて内容を確認し、必要に応じてヒアリングを行ったうえで、以下の書類の提出をお願いする場合があります。

※相談シートはメールにてお送りいただくか、こちらのフォームにご入力ください。

<https://forms.gle/dTTAKSZuoLgmNvv9>

【QR コード】



（２）収支予算書

（３）その他

- ・ 団体の規約または活動方針がわかる資料
- ・ 過去の活動実績がわかる書類（イベントチラシ、SNS 発信内容など）
- ・ その他、事務局が必要と判断する資料

※前年に同様の申請実績がある場合など、提出が省略できる場合があります。

【承諾後の注意事項】

- ・ 事故・災害等が発生した場合は主催者責任において処理すること
- ・ 事業内容に大きな変更がある場合は、変更申請が必要
- ・ 内容が不適切となった場合、承諾の取消しが可能

【提出・事前相談先】

須賀川南部地区エリアプラットフォーム事務局（株式会社テダソチマ内）

電話：0248-94-5600

Mail：sukagawa.apf@gmail.com

須賀川南部地区 未来ビジョンの閲覧はこちらから

<https://tedasochima.com/areaplatform/michishirube/03/?pNo=1>
